

令和4年春の文京区交通安全運動の実施について

第1 目的

交通安全運動をきっかけに、文京区民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的とします。

第2 期間

令和4年4月6日（水）から4月15日（金）までの10日間

第3 スローガン

「たくさんの えがお 笑顔が走る はし 首都東京 しゅととうきょう」

第4 運動重点の推進

2021年の都内交通事故発生状況は、死者数については、133人で前年比22人の減少となりましたが、発生件数・負傷者数は大幅に増加しており、発生件数が27,598件で前年比1,956件の増加、負傷者数が30,836人で前年比1,948人の増加となっております。

また、年齢層別では、65歳以上の高齢者の死亡事故が約44%を占めているほか、自転車乗車中の死亡事故の約56%を高齢者が占めています。

このような状況から、高齢者の交通事故の減少と、次代を担う子供を交通事故から守ることを中心に、春の交通安全運動の重点を推進します。

春の交通安全運動の重点は次の4項目です。

1 子供を始めとする歩行者の安全確保

(1) 歩行者の安全の確保

通園・通学路等における子供の安全確保のため、子供たちが日常的に集団で移動する経路等において危険個所や注意すべき場所などを点検・確認し、登下校時等の教職員や学童擁護員、保護者による安全指導や見守りを推進します。

また、高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進、反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促進します。

(2) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

歩行者自身の安全を守るための交通ルール遵守の周知啓発、歩行中児童の交通事故の特徴を踏まえた交通安全教育等を実施します。

また、安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育を推進します。

2 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

(1) 運転者の交通ルール遵守の徹底

運転者に対し、歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発を推進します。

また、運転中のスマートフォン等の使用の危険性について広報啓発に取り組みます。

(2) 高齢運転者の交通事故防止

高齢運転者に対し加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等の安全教育及び広報啓発を推進します。

また、身体機能の低下等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進を図ります。

(3) シートベルト・チャイルドシートの正しい使用

交通事故発生時における被害の防止・軽減を図るため、全ての座席におけるシートベルト使用義務の周知等普及広報活動を展開します。

また、子供と保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等を開催するなどして、チャイルドシート使用の必要性と効果の理解を促進し、使用率の向上及び正しい使用方法の周知徹底を図ります。

(4) 飲酒運転の根絶

飲酒運転根絶に向けたキャンペーンや職域等における交通安全教育の実施、酒類提供者（飲食店等）に対しては、来客者へ飲酒運転根絶やハンドルキーパー運動の協力を呼びかけるなど、飲酒運転を許さない環境づくりを促進します。

(5) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の防止

妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性の周知を図り、道路交通法改正による罰則の創設等についての広報啓発を進めます。

また、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性やドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発を推進します。

3 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

自転車利用者に対しては、自転車の点検整備を始め、前照灯の点灯の徹底、車道及び歩道における正しい通行方法、幼児・児童の乗車用ヘルメットの着用等「自転車安全利用五則」を活用した交通ルール・マナーの周知と、幼児二人同乗用自転車の安全

利用の促進を図っていく等、法令遵守と自転車利用マナーの向上に努めるものとします。

4 二輪車の交通事故防止

警察と連携した二輪車実技教室を実施する等、参加・体験・実践型の安全教育の推進に努めるほか、二輪車使用事業所に対する指導を徹底することにより、二輪車利用者の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と二輪車の特性を踏まえた安全運転の励行等、二輪車の事故防止を推進します。

また、各種キャンペーンや広報媒体等による胸部プロテクターの普及とその着用効果や、ヘルメットの正しい着用に関する交通安全情報等を活用した積極的な広報啓発活動を推進します。

第5 広報活動

区民一人ひとりに「たくさんの笑顔が走る 首都東京」を基調とする行動を提唱します。そのために、あらゆる広報媒体を活用して、譲り合いとゆとりのある運転、特に、子供・高齢者・障害者等に対する配慮を高める活動を行います。

第6 実施要領

別紙のとおり